

# 共同企業体の前払金払出(出資金請求方式)について

## <JV代表者の皆様へ>

西日本建設業保証株式会社

- 共同企業体（JV）において各構成員がそれぞれの下請会社・資材会社へ支払を行う場合、前払金を一旦共同企業体名の前払金専用口座へ受け入れた後、JV出資割合に応じて各構成員の前払金専用口座へ分割することができます。
- また、特例的に、前払金を分割預託した後、貴社からの出資金請求に基づき再度貴社への戻し入れを受けることもできます。
- このような「出資金請求による戻し入れ方式」をご希望される場合は、あらかじめ当社に御連絡いただくとともに、取扱に際し下記の点にご留意いただきますようお願い申し上げます。

**申込時** : 共同企業体全体としての「使途内説明細書」、および各構成員ごとの「使途内説明細書」をご提出ください。  
各構成員の「使途内説明細書」の使用項目が「出資金」であることをご確認ください。

**受入** : 初めに、JVの取引金融機関にJV名義の「別口普通預金口座」を開設し、前払金全額を受け入れます。  
次に、出資割合に応じて前払金を分割し、JV代表者は、代表者名義の「別口普通預金口座」にてご使用いただきます。  
また、構成員は自ら指定する「別口普通預金口座」に、出資割合に応じて分割された前払金を受入れます。

**払出** : ①払出は全て各構成員が行います。  
②JV代表者からの出資金請求書に基づいて、構成員から分割預託した前払金の戻し入れを受けることもできます。  
出資金請求書には、当該工事への支払項目、支払金額、支払時期をご記入いただきますようお願いいたします。  
また、構成員から前払金の戻し入れを受けた後、JVとして当該工事の支払に充当されたかどうかを調査させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

# 共同企業体の前払金払出(出資金請求方式)について

## <JV構成員の皆様へ>

西日本建設業保証株式会社

- 今回の前払金は、一旦、共同企業体（JV）名の前払金専用口座へ受け入れられた後、JV出資割合に応じて、各構成員の前払金専用口座へ分割預託されます。
- 各構成員の皆様がそれぞれ前払金を払出される際は、下記のとおりお取扱いくださいようお願いいたします。
- 「前払金払出依頼書」にご記入いただく「使用項目」は「出資金」となります。代表者から「出資金請求」を受けた後、払い出しいただきますようお願いいたします。
- 当該工事の進捗に合わせた適正な前払金ご使用をお願いいたします。

- ◎ 前払金専用口座からJV代表者の口座へ直接振り込む場合、預託金融機関へは「前払金払出依頼書」と「振込依頼書」をご提出ください。

- やむを得ず直接振込以外の方法により払出される場合は、次のいずれかによりお取扱い願います。

預託店舗内で「総合振込口座」へ振り替えた上でJV代表者の口座へ振込む場合

- ① 前払金払出依頼書
- ② 総合振込依頼書

手元資金ですでにJV代表者へ支払済の場合で、JV代表者発行の領収書等を提示し、現金（自社口座振替）で払出す場合

- ① 前払金払出依頼書
- ② 代表者から構成員への「出資金請求書」（手形払部分の金額は除く）
- ③ JVとしての支払根拠となる資料（支払項目、支払先、支払金額が記載されたもの。ただし出資金請求書に記入されている場合は不要）
- ④ JV代表者への支払済領収書  
振込金受取書または総合振込領収書等（前払金取扱店舗以外から出資金を振り込んだことを証するもの）  
<いずれも領収書等の日付が出資金請求日以降のもの>